

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

令和5年11月15日
公正取引委員会

検討中の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の骨子

本指針の 必要性

- 令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して名目賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金は前年同月比でマイナス。
- 実質賃金の引上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要。特に、価格転嫁率が低い労務費を、いかに適切に転嫁できる環境を作るかが重要。
- そこで、内閣官房及び公正取引委員会は、業界ごとの実態調査を踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を今月末に取りまとめる。

本指針の 性格

本指針は、労務費の転嫁に関する事業者（発注者及び受注者）にとっての行動指針。

- 労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を取りまとめ。
- 独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある行為を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動の例

- ① 労務費の転嫁を受け容れる 取組方針を経営トップまで上げて決定すること、② 経営トップが同方針を 社内外に示すこと、③ 取組状況を定期的に経営トップに報告すること。
- 受注者から求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など 定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。
- 根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、合理的な根拠のあるものとして尊重すること。
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁のため、受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの 要請額の妥当性の判断に反映させること。

受注者として採るべき行動／求められる行動の例

- 労務費転嫁の交渉の仕方について、相談窓口に相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
- 根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

デフレ完全脱却のための総合経済対策
～日本経済の新たなステージにむけて～
(令和5年11月2日閣議決定) (抄)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、原材料費・エネルギーコスト上昇分の全額転嫁を目指し、価格転嫁対策を推進するとともに、内閣官房と公正取引委員会により、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を2023年内に策定する。指針には、発注者側は転嫁に関する取組方針を経営トップの関与の下に決定・運用するとともに、受注者側との定期的な協議の場を設けること、また、受注者側が準備する根拠資料は、その負担とならないよう、賃上げに関する公表資料を用いることを盛り込む。